

平成25年第9回本部町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成25年12月17日				
招 集 場 所	本部町議会議場				
開 散 会 日 時 及 び 宣 言	開 議	平成25年12月19日		午前10時00分	
	閉 会	平成25年12月19日		午後2時31分	
※ 出席並びに欠席議員は下記のとおりである。					
出 席 13 名		欠 席 1 名		欠 員 0 名	
議席番号	氏 名	出席等別	議席番号	氏 名	出席等別
1	具 志 堅 勉	出	9	仲 宗 根 宗 弘	出
2	座 間 味 栄 純	〃	10	仲 間 厚 洋	〃
3	西 平 一	〃	11	崎 原 昇	欠
5	松 川 秀 清	〃	12	大 城 正 和	出
6	宮 城 達 彦	〃	13	石 川 博 己	〃
7	知 念 重 吉	〃	14	喜 納 政 樹	〃
8	崎 浜 秀 進	〃	15	島 袋 吉 徳	〃
※ 会議録署名議員					
13番	石 川 博 己	14番	喜 納 政 樹		
※ 地方自治法第121条の規定により、説明のため本会議に出席した者は次のとおりである。					
町 長	高 良 文 雄	副 町 長	平 良 武 康		
教 育 長	仲 宗 根 清 二	会計管理者兼会計課長	饒 平 名 知 政		
総 務 課 長	上 原 新 吾	企 画 政 策 課 長	安 里 孝 夫		
住 民 課 長	上 間 辰 巳	町 税 対 策 課 長	松 本 一 也		
福 祉 課 長	崎 原 誠	保 険 予 防 課 長	仲 榮 眞 修		
建 設 課 長	屋 富 祖 良 美	産 業 振 興 課 長	伊 野 波 盛 二		
公 営 企 業 課 長	宮 城 忠	教 育 委 員 会 事 務 局 長	仲 宗 根 章		
商 工 観 光 課 長	宮 城 健				
※ 本会議に職務のため出席した者					
事 務 局 長	上 原 正 史	主 事	與 那 嶺 卓		

議 事 日 程

12月19日（木）3日目

日程番号	議案番号	件 名
1		一 般 質 問 1. 1番 具志堅 勉 議員 2. 13番 石川博己 議員
2	陳情第6号	「しまくとうばの普及促進に関する宣言」決議要請について（採択）
3	決議第6号	「しまくとうば」の普及促進に関する宣言決議について（採決）
4	意見書第4号	辺野古沖移設を強引に推し進める政府に対して激しく抗議し、普天間基地の県内移設断念と早期閉鎖・撤去を求める意見書について （議案説明・審議・採決）

○ 議長 島袋吉徳 これから本日の会議を開きます。 開 議（午前10時00分）

本日の議事日程は、お手元にお配りしましたとおりでございます。

日程第1．昨日に引き続き一般質問を行います。

順次発言を許可します。1番 具志堅 勉議員。

○ 1番 具志堅 勉

1. 河川区域の災害防止対策の進捗状況について

2. 台風等で被害のあった建物等への災害見舞基金の設立について

おはようございます。通告に従い一般質問をさせていただきます。

1、河川区域の災害防止対策の進捗状況について。①昨年度、県に要請した満名川の災害防止対策はどうなっているかお伺いします。②満名川の浚渫について可能かどうか、お伺いします。③数年前に港湾整備事業の一環だとは思いますが、渡久地港の浚渫はなぜ何のために行われたのか。それからどのようにして要請したのかお伺いします。

2、台風等で被害のあった建物等への災害見舞基金の設立について。昨年の台風16号において社協から、あるいは町当局から床上浸水に対して救済金が充てられました。住宅は対象だが、店舗や工場等は対象外とお聞きしました。なぜ対象外かお伺いします。それとどのような形で見舞金をお渡しされたのかも伺いたしたいと思います。具体的に教えてください。よろしく願います。

○ 議長 島袋吉徳 休憩いたします。 休 憩（午前10時02分）

再開いたします。

再 開（午前10時03分）

町長の答弁を許します。町長。

○ 町長 高良文雄 おはようございます。具志堅 勉議員の一般質問にお答えします。

まず、どのように町は災害について要請したかというお話でしたが、去年、災害直後だったと思うんですが、たまたま私、本土出張で、議会の議長、副町長を初め、関係者で、直接知事と議長に要請をしております。内容としましては、御質問の満名川の氾濫による浸水被害が多大な被害を受けたということ等で、文書で直接出向いて要請をしております。ご質問の災害防止対策はどうなっているのかというご質問でございますが、沖縄県管理の満名川整備計画は、河口部の渡久地橋から上流2,600メートル区間であります。県のほうで現在、委託を進めている状況、要するに整備についての委託でございますが、進めている状況であり、委託と工事を含めて、平成25年度から平成34年度完了予定としております。本年度は渡久地橋から本部小学校までの区間の実施設計を行っており、河川水による越流・逆流防止の対策工法等及び河川断面積確保のため浚渫工の現場調査等を行っております。また、本町においても雨水による冠水被害を軽減するため、内水対策工法検討の委託を発注しているところであります。随時、県と調整しながら、これはうまく連携をとらないといけませんので、その防止対策について検討を進め、早目に除去について対応してまいりたいと思っております。河川の内側のほうは今、町の委託発注でやっております。そういうことで今、県と相談しながらやっているところであります。満名川の浚渫について

県から通知等はあるかどうかというお話ですが、満名川の浚渫については、現在、沖縄県で満名川整備計画で実施設計中であり、その都度、県と調整しながら進めているところであります。

次、2点目の台風等で被害のあった建物等への災害見舞金等についてのご質問であります。現在、本町では「本部町災害見舞金支給要領」に基づき、災害の被害者に対して見舞金を支給しております。議員のご質問の対象外となっている店舗等につきましてでございますが、北部市町村を調査してみましても、支給している自治体は現在ございません。そのため支給基準及び国、県、その他の制度等の確認を含めて検討する必要があり、基金の設立についても財政状況等を勘案の上、今後、検討が必要であれば対応してまいりたいと考えております。以上です。

○ 議長 島袋吉徳 1番 具志堅 勉議員。

○ 1番 具志堅 勉 今、河川区域の災害防止対策についてお伺いしましたが、お答えいただきましてありがとうございます。それと関連しまして、また別方面からお伺いしたいと思います。2011年8月4日から6日、台風9号、これは2日間、約45時間降り続いた雨で沖縄本島700ミリ以上の雨が降りました。本町においては、観測史上最大とも言われています。その中でご存じのとおり、マグロ栽培漁業ですが、多額の被害を受けたとお聞きしました。その被害届、2012年1月11日に町当局に被害届を出したとお伺いしております。それに対して、町当局では、今後どのような対策、今回また台風被害と関連なのですけれども、どういうお考えをお持ちでしょうかということもお伺いします。もちろん山のほうではグリーンベルトの効果もいろんな形であると考えていますけれども、きのうの本会議の中で、補正予算の中で赤土流出防止検討調査事業委託料というのがたしかありまして、大小堀川のほうに1,349万円をかけています。その件でまたプラスアルファなんですけれども、満名川とキジキナ川、わからない方もいるかもしれないので、申し上げますが、マリンピアザオキナワの横です。その三方から赤土が大雨のときに流れてきます。大小堀川のちょっと調べたところによりますと、第2砂防ダムの建築、昭和62年9月、それから第3砂防ダムの建築、平成14年5月というふうに約15年のスパンがありまして、そして今、調べたところによりますと、第3砂防ダムにおいては若干のくぼみがありまして、もう少したまる余地があると考えております。それからすると、また第4の砂防ダムの予定はありますか。それから赤土対策として、あれは砂防ですね、土防というんですか、対策としてほかに考え方はあるのかどうかもお伺いしたいです。例えば赤土というのは、粒子が細かい関係か、河口から出て、海の沖合まで流れていきます。それをどうにかこまめの網とか、それから何かの液を流して沖に出る前に沈めていくとか、今の科学でもってできないことはないと思いますので、その辺の考えがありましたら教えてください。よろしく申し上げます。

○ 議長 島袋吉徳 副町長。

○ 副町長 平良武康 1番 具志堅議員にお答えいたします。

非常に残念なことではございましたけれども、台風のマグロの被害は、この場で金額まで公表するわけにはいきませんが、想像に絶するほどの多額の被害を被ったという現実があります。その中で、町の行政当局として何ができるのかということですが、結論から言います

と、我々ができる範囲内で、その時点で最大の対応策をとってきたと思っております。あれだけの膨大な魚をどう処理するのかという非常に緊急事態な部分が発生しております、そういうものの当面の処理対応についても県の行政、そして当然、事業者しかり、漁協を含めて、十分な連携をとりながら、そして地域の協力も得ながら、その処理にまず当たったということ。そしてその後の原因究明についても今後の事業の継続ということについても事業者の方々と、是が非とも町としては事業が継続できる方法を一緒に考えていきたいと思いますということで、方法、事業継続についての議論、調整もいたしました。何分、我が町の地域住民18人だったと記憶しているんですけども、あの時点で、が、そこに働いておまして、その雇用効果というものは非常に大きいのだろうという観点の中から、事業継続について調整する中でやっております。長期的にもそういうことで議員のほうからありましたように、町としては、長期的な展望に立って赤土の対策をとっていかうということで、財政面からの措置と、それからどういう形で赤土が流れるかということの、もっと細かい原因究明にかかる調査活動、そういうこと、そして同時進行でNPO法人の力も借りながら、そして漁協の力も借りながら、ベチバーですとか、その他の方法のほうもしかりですけども、赤土対策の栽植について具体的な補助の中で推進、そして生産農家へのアピールなども含めて、赤土対策の現場での対応策について、デモンストレーションなども展開してきております。今後ともそういうことで、赤土対策については、大小堀川流域だけじゃなくて、やはり区民は観光資源としての財産でもありますので、長期的な展望に立って、赤土対策について、農家の意識の啓発も含めながら、そして対応できる部分については、全力を投入していきたい。ただ、おっしゃるように、一部科学的な部分での何かしかな薬剤等を入れて、赤土に対応するということも研究の分野ではそういうことの研究がなされておりますけれども、費用対効果の部分ですとか、現実のこれだけの大量の水ですので、実験室レベルではできても、現実の対応ということになると、これは簡単なことではないだろうと思っております。いずれにせよ、この赤土の対策については、持続的に町の行政としても支援できるところは支援しながら、そして土木、その他含めて、いろんな原因があるかと思うんですけども、その都度、対応策を最大限とっていきたいと思っております。

○ 議長 島袋吉徳 1番 具志堅 勉議員。

○ 1番 具志堅 勉 おっしゃるまでもないんですけども、本町は「太陽と海と緑、観光文化のまち」ということで、キャッチフレーズにうたわれている本部町であります。そういうことで、赤土の話ですが、大変私は重視しているつもりなんですけれども、副町長がおっしゃるとおり、グリーンベルトということで、ベチバーなどの栽培も十分構想していると考えております。先ほども述べましたとおり、大小堀川の調査、それから満名川も入っております。もう1つ、今、お話しにならなかったんですけども、マリンピアザの横の川、ここはたしか3カ所から赤土が流れ出てくると聞いています。それと薬品による話もまた再度話しますが、例えばこちらの工事現場でも行われているという、まず薬剤を入れて重い粒子をそこに落としてから、また取水というんですか、透明な水ということで、確かにあらゆる工事現場では使われてきているとは

思います。私もその辺、そこで言うてどうなるものでもないかもしれませんが、全体的にも沖縄は観光文化のまちでありますし、日本全国、それから世界でも観光のまち、また海を重視している事もあるかと思えます。その辺いろんな意味で国とか、また町役場ももっと先の先を見て、情報を取り入れて、できるものなら予算はかかるかもしれませんが、それは私たちの財産ですね、本部町、沖縄県の財産を守る意味ですので、その辺もう少しお互い勉強して、前向きによい方向に、そして1業者が減る点でも、ただいま納税者でもありますし、どうにか行きとどまってくれてありがたく思っておりますけれども、今後もそういうことのないようにできるだけのことは私たちで考えていきましょう。それと先ほどの台風などで被害のあった建物の災害見舞金について回答もありましたけれども、それについてです。もちろんほかの自治体、北部市町村においても支給している自治体は、店舗などにはないとお伺いしました。恐らく私の考えでは、各事業所、会社等、保険等に加入している関係があるからということではないでしょうかと考えています。私のほうからはまた言い分があります。民間住宅でも家庭によっては保険に加入している方もいますし、逆に店舗、工場経営者でも厳しい方は、保険に加入していないという状況も確かにあります。そういうことを考えると、保険に入っていようが、入ってまいが、これは余裕のある方は入っているかもしれませんが、厳しい方は入っていないし、これをだろろうということで、保険に加入しているだろろうということで対象外にするのは私はおかしいと思えます。全て同じ本部町民であり、納税者であり、つけ加えるといろんな部分に関して、寄附金等、出しているの言うまでもなく民間住宅以外の中小企業、そういうことが多く出しているのは、間違いありません。そういうことを踏まえて、今後、他の市町村を参考にするのもよろしいかと思うんですけれども、本部町においてはぜひ公平、平等に災害見舞基金として出していきたいと考えております。ご検討よろしくお伺いしたいと思えます。その辺をまたお伺いしたいです。

それと去年の台風16号、もちろん谷茶から渡久地、大東山方面です。集中したところは車の被害とか、床上浸水、30件ぐらいはあったかと考えておりますけれども、それとか、今年来ましたフィリピンに直撃しました台風30号、皆さんご存じかと思えますけれども、それがもしこの30号、もしかして16号と同じような形で、沖縄本島に直撃した場合、恐らく去年も台風17号で大浜のほうで全壊1カ所ありました。それは見舞金も幾らかはいつていると。これが二、三十件です。今年台風は時期過ぎました。来年もし来た場合、そのような対処方法をもしお考えがあるのであれば、ぜひお伺いしたいと思えます。よろしくお伺いします。

○ 議長 島袋吉徳 総務課長。

○ 総務課長 上原新吾 1番 具志堅議員に説明いたします。

見舞金制度というものが今、日本、全国あると思えます。この制度は一般の経済活動とか、そういうことではなくて、生活住居、そういうものにかかる分について、今、進めて行っているわけです。それを経済活動、一般のものに当てはめるとなると、農業とか、そういう場合は農家の皆様は共済金、掛け金を払いながら保険金をもらっているわけです。たくさんの大きな被害があった場合については、大規模災害という形で、これは見舞金という形ではなくて、何らかの国

からの支援、県からの支援を受けながら、町としても財政措置、財政支出等をしながら生活ができるような形でのことはしないといけないと思うんですけれども、この見舞金制度を一般の経済活動、その他の部分まで広げるといえるのは、慎重な検討が必要ではないかと考えております。

○ 議長 島袋吉徳 1番 具志堅 勉議員。

○ 1番 具志堅 勉 ただいま総務課長のほうから農業のことを重視して、おっしゃられましたけれども、農業はおっしゃられたとおり、共済金に強制なのかもしれませんが、入っているかもしれません。しかし、私はそのことだけを言っているのではなくて、いろんな例えば自営業とか、やはり谷茶、渡久地方面、特に多くいらっしゃいます。そういう中での話を言っているわけであって、共済金に関しては、ある方はある方で強制かもしれませんが、それはそれで助かると思います。しかし、自営業とか、もちろん入っている事業所もあると思います。入っていない事業所も確かに聞いています。そういう中で、町当局としてあった場合どうしてお考えか伺っています。

○ 議長 島袋吉徳 暫時休憩いたします。

休 憩（午前10時25分）

再開いたします。

再 開（午前10時26分）

総務課長。

○ 総務課長 上原新吾 1番 具志堅議員に説明いたします。

先ほども申したとおり、どの範囲まで見舞金制度を広げるかについては、我々としても慎重な検討が必要ではないのかと考えております。

○ 議長 島袋吉徳 1番 具志堅 勉議員。

○ 1番 具志堅 勉 今、参考資料を見てみますと、これは本部町災害見舞金支給要領ということ。全壊の場合のひとり世帯3万円、半壊2万円、床上浸水1万円。2人以上世帯が全壊5万円、半壊3万円、床上浸水1万円と書かれております。社協のほうではまた別に、これは本部町のもので、社協とは別だと思っておりますけれども、社協のほうの資料がもしあるのであれば、教えていただきたい。よろしくお願いいたします。

○ 議長 島袋吉徳 福祉課長。

○ 福祉課長 崎原 誠 1番 具志堅議員に説明いたします。

本部町社協においては、災害者見舞金支給規定というのが設けられております。その中では災害等による家屋の倒壊に関しては、町と同じように居住に関する家屋に関するのですが、5万円の支給となっております。あとは暴風等による浸水、床上浸水に関しましては、家屋及び店舗ということで、2万円以内の支給ということで規定が設けられております。

○ 議長 島袋吉徳 1番 具志堅 勉議員。

○ 1番 具志堅 勉 参考になります。ありがとうございます。では、先ほどおっしゃられた被害状況に応じて全壊もあれば半壊もあります。この資料を見ると本当に困っている方々に対しては、その金額では到底家も借りることもできないですし、これから生活する上で到底無理な額だと皆さんも把握しているかと思っております。私としては、今後いろいろ社協も歳末助け合いとか、

いろいろな寄附金の集め方もあろうかと思えます。私のまた一つの提案なんですけれども、年に一度は各世帯500円、災害基金としてですね、災害というのは常時あるわけではないです。今回のように台風16号、床上浸水。それから17号で全壊1件ありました。それから先ほども言って繰り返すようなんですけれども、フィリピンの台風30号みたいなものももし本当、もしくは本部半島を通過した場合、もう二、三十件どころか50件ぐらいの全壊とか出る可能性もあります。そういう場合に、本部町として、多分に早急に対応できることは、この少々の金額での対応しか今の現状ではできないと思います。それをどう町民を助けていくかと考えた場合、ぜひ私の提案ではあるんですけれども、年に一回、1世帯当たり500円、災害基金として今後お考えになられてはどうかという思いがあります。その辺の考えを町長のほうにお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

○ 議長 島袋吉徳 町長。

○ 町長 高良文雄 ただいまの基金設置についての提案等がございました、フィリピンの災害だとか、いつ何時また本土等でも豪雨災害等々、いろいろ最近是多発している状況で、議員の質問も当然これは身近に感じるわけがございまして、どう対応するかということも行政として、大きな課題だと思っております。基金設置についてはいろいろ議論があるとも思いますし、我々が、行政のほうがかんぱするというのはなかなか仕組み上できませんので、これは税とか、手数料、使用料とかという部分ではなくて、基金のためのかんぱを募るといのは、そのあたりは別の組織だとか、そういう部分になるとも思ったりします。現在、ご承知のとおり、社会福祉協議会等、また区あたりが自然発生的に罹災、被災した方々に対して、かんぱ金を募ったりいろいろやっております。今そういう状況もありますし、いわゆる大規模災害についてはこれは国、県、我々市町村、行政の部分でできるだけこれは手当てしないといけないという部分になりますので、その辺はしっかりと我々も検討してまいりたいと思っております。基金につきましては、議員の提案ということで、我々も今後参考にさせていただきます。

○ 議長 島袋吉徳 1番 具志堅 勉議員。

○ 1番 具志堅 勉 これは町長、行政側では税金の関係とかで、到底無理ということですか、それとも検討の余地はあるということですか、再度。

○ 議長 島袋吉徳 休憩いたします。 休 憩（午前10時36分）

再開いたします。 再 開（午前10時36分）

1番 具志堅 勉議員。

○ 1番 具志堅 勉 今の答弁で大体は把握いたしました。しかし、私も一町民ですので、困った家庭があれば助けたいというのが本心であります。いろいろな形での援助ですか、あるかと思うんですけれども、私は例えば20軒が大きな台風で全壊した場合に、この3万円、5万円では到底無理だと考えています。例えば最低でも50万円、100万円という私の個人的な考えではありますけれども、例えば50万円にしたとしても20件で1,000万円です。100万円だとすると、2,000万円。そういう金額を出せるかどうかはこれからの考え方次第でもあるんですけれども、そうい

う例えば台風、来年が来て、また再来年来ないとも限らないです。幾らか予算があるにしても毎回回せるかと言ったら、これはできないと思いますので、その辺、私としては何というんですか、備えあれば憂いなしということで、何らかの形で災害基金として、うたい文句はまた別として、どういう形であれ、もしなし得るのであれば、今後考えていきたいですし、一緒になっていい方向に。あくまでも町民が何か被害に遭われた場合は、みんなで助けましょう。明日は我が身かもしれないので、そういう意味で、今後そういうこともあるかもしれないので、御検討よろしくお願ひしたいと思います。それで私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○ 議長 島袋吉徳 以上をもちまして、1番 具志堅 勉議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。

休憩 (午前10時37分)

再開いたします。

再開 (午前10時47分)

次に、13番 石川博己議員の発言を許可します。13番 石川博己議員。

○ 13番 石川博己

1. 地域・産業振興について

2. 人材育成について

議長のお許しが出ましたので、通告してあります2点について、ご質問を申し上げます。

質問要旨というのは簡潔にしてありますけれども、どうしても町長の見解を伺う点で、大枠でとらえさせていただきました。その点はまずご理解を賜りたいと思います。

最初に地域・産業振興についてでございますけれども、お互いまちづくりの中で、地域の活性化というものは常日ごろから多くの人たちが考えてきたことでございます。そして町当局におかれましても、いろいろな施策の中で事業を展開しながら、町政発展のため頑張ってきていると思います。それと私たち議会も行政と同じ立場に立ち、町民の地域活性化のため頑張ってきたものと私は理解をいたしております。その中で農産業の関係ですけれども、「アセローラの日」というものが制定されました。その流れの中で、一時期アセローラの生産が急激に伸びた時期がございます。それは資料等でもおわかりのように、平成10年にアセローラの日を制定し、それから地域の皆さん方や行政当局の努力によって、生産量、そして生産農家の皆さん方の増大が図られてまいりました。そのおかげで平成20年に県の産地指定を受けました。その産地指定を受けて、2カ年ほどは急激に生産量も伸び、ピーク時には生産量も大分ふえてまいりました。21トン。ただ、悲しいことにその2カ年後のデータを見ますと、半分に減少いたしております。この減少の要因はどこにあるのでしょうか。私が考えるところによりますと、生産者の皆さん方の高齢化等もあるだろうし、市場経済の動向もあるだろうと思います。ただ私たち本部町におきまして、アセローラの日を制定し、私たちが目指している観光立町の一つの目玉として、特産品を開発しながら、地域活性化に向けてアセローラを使おうではないかということで、アセローラの日を制定したはずでございます。そのような現状を見ましたときに、今、私たちは何をすべきなのか、その点をまず考える必要があると思います。このまま衰退していくのを黙って見ているわけ

にはいきません。アセローラの日を制定し、そしてなおかつ、県から産地の指定も受けたこの地域、アセローラのみちと言われるのであれば、どれだけの生産量があり、どれだけの生産農家があり、そして地域にアセローラがあふれる。それを夢見てきたのも事実でございます。そしてアセローラの産地指定を受けたその年からハウス栽培ができないものかということで、実証実験等も行われてまいりました。当時の課長は、これに大変一生懸命頑張っただけでまいりました。しかし、結果は非常に残念なことがございました。実証実験はあまり効果を見なかったのでもございますけれども、ただ私たちはまだアセローラの日、イベントを行って普及に努めてまいりますけれども、行政当局として、アセローラの産業を育てていくという意味で、年次計画をつくり、生産農家をふやし、生産量をふやし、そしてアセローラが私たち本部町でも基幹産業の一翼を担うような産業に育てていく必要があると考えます。その点について町長のお考えを賜りたいと思います。これはお互いまだ把握をしているわけではございませんけれども、産地指定を受けた以上、どれぐらいの規模まで伸ばせば、アセローラのみちと言われるのでしょうか。どれぐらいの生産農家がいれば、私たちのまちがアセローラのみちと言われるのでしょうか。一方では、糸満のほうがアセローラで有名だとかという話も聞きますけれども、そういうことのないように私たち本部町を本当にアセローラのみちとして、アセローラを生産ということで、他府県の皆さん方や、他市町村の皆さん方から研修や視察等にも来られるような状況をつくるべきだと考えております。その点につきましても、町長の見解を賜ります。

そしてまたもう1点、私たちは「ゴルフの町宣言」を行っております。このゴルフの町宣言を行った大きな理由には、本部高校の廃校の問題がございまして、本部高校を「ゴルフの町」宣言をすることにより、本部高校にゴルフ部をつくり、そして多くの生徒が入学できるような体制をつくるべきだということで、「ゴルフの町」宣言をされております。それは当時の新聞等でもしっかりと掲載されております。ただ、その推移を見たときにびっくりいたしますけれども、平成16年をピークにして、ゴルフ利用税交付金が6,200万円以上ございました。平成24年度どうでしょうか。2,275万円まで下がっております。これは社会情勢といろいろあるでしょうけれども、ただ私たちはゴルフの町を宣言している中で、本部高校の存続のためのゴルフの町ではないと私は考えております。地域住民がゴルフに親しみ、そしてその中からプロが誕生していく。昨今はそのおかげをもって比嘉真美子プロが誕生いたしました。新聞紙上でも大きく取り上げられ、私たち町民の誇りとして、今、後輩たちがプロを目指していく体制ができつつあります。ただ、そこで1つ考えることは、2点目にうたっております人材育成ともかかわりを持ってまいりますが、一朝一夕でプロが誕生するわけではございません。比嘉真美子プロは幼少のころより私、ちょっと知っておりますけれども、小学校低学年からゴルフに接する機会がございました。そして小学校6年から本格的にプロを目指して頑張ってきているんです。まず、こういう人材、こういう人を育てるといえるのは、幼少のころにこのスポーツやいろんなものに触れる機会があったから、私はできるものだと思っております。目指していくのだという意識も出てまいります。そういう中でひとつ町長にお考えをいただきたいのは、今、体協の中でもゴルフ部がござい

まして、各字対抗のゴルフ大会を行っておりますけれども、私はそこを視点を一つ変えて、町民ゴルフ大会を提案したいのでございます。私たち本部町には名称は抜きますけれども、チャンピオンコースと言われているゴルフ場がありますし、ショートコースと言われている初心者向けのコースもございます。小学校低学年を含め、町民みんなが参加できるようなイベントを考えてはどうかというのが私の提案でございます。小さいころから接することによって、子供は目覚めていくものだと思いますし、そういう点を踏まえ、ゴルフに関するまちぐるみでの盛り上げというのは必要ではないかと考えるのであります。ゴルフの町と言って一部の人間だけがゴルフをやるのではなくて、これ1点を申し上げますと、今、パークゴルフというのが県内でも盛んになってまいりました。パークゴルフといえば、どこを思い出すでしょうか、国頭村。お互い議員もそうだろうと思います。一般の方でもそう思います。パークゴルフの町の宣言もしていないのです。それでもそういうぐあいに行くんです。それは行政も含めて地域の皆さん方もそのような意識の中で、まちづくりの中で参加している結果だと私は考えております。ですからぜひとも町長のお考えをお聞きしたいのは、町を挙げての町民ゴルフ大会、幼少問わず、老若男女を問わず参加できるような1日、年に1回でも結構なんです。そうすることによって、私はゴルフの町が生きてくるものだと考えておりますので、その点、町長のご見解を賜ります。

そしてまた産業の育成の中で、いろいろとございます。これは先ほども申し上げましたように、アセローラともかかわってまいりますけれども、伊豆味地区においては、伊豆味地区といったらおかしいですけれども、「カーブチーの日」を制定いたしました。そのままほうっておくとまたアセローラの二の舞になるのではないかという心配もあります。ですから今の時期にカーブチー、どのように広めていくか。どれぐらいの生産農家をつくり上げるべきなのか、地域の皆さん方と詰めて、そして真にカーブチーの日が本部の目玉になるように、行政当局と地域がしっかりと話し合う必要があると考えます。その点についても町長のご見解を賜ります。そばのまち宣言におきましては、地域振興、地域おこしのために一生懸命頑張っ、いろんなイベント等もでございます。歌もできました。それが地域の力であり、そして行政とタイアップしたまちづくりの一環を担う産業になっていくと考えます。そのようにしてみんなでこの町をつくり上げていく中で、今、できるものをしっかりと見つめながら、将来に向かってどのような展望を開くのか、それをしっかりと行政、議会も含めて、そして一般町民、そしてかかわりのある各種団体等も含めたまちづくりというものを目指していきたいものだと考えておりますし、その点についての町長のご見解も賜りたいと思います。

次に入りますが、人材の育成についてでございますけれども、先ほど私、ゴルフの関係でも申し上げました。私たちの町には、いろいろな人材を育てられる要素がたくさんございます。人材というのは漠然としておりますけれども、いろいろな分野でそれなりの活躍ができる人を私は人材だと考えておりますし、その問題を取り上げたのは、今、行政当局も含め、議会の理解のもと、記念公園の一角にホテルオリオンがホテル建築に今、一生懸命です。地元の人を優先雇用してくれという要請で向こうも了解をいたしております。実際の今の状況下の中で、このホテルで

の雇用、本部から何名ぐらい行けるのでしょうか。ホテル産業にかかわってきた人たちが何名ぐらいいるのでしょうか。ただ一時雇用、そしてパート雇用とかで清掃や、そういう職務でなくて、しっかりとした本採用の中でホテルの運営等、そしてホテルのシステム等の中で活躍できる人材、それは私は今の状況下では多くは望めないものだと思います。そのような観点から今、私たち本部町が観光立町を目指すのであれば今からでも遅くはないと思います。それに適応できる人材をつくり上げていく。このシステムを構築する必要があると思います。幸いに今、本部高校の存続のため、本部高校にチャレンジ塾、もとぶ塾というものがございます。これも結構でございます。しかし私は、町長が日ごろから言っているブームトupp。その解釈はいろいろあるかと思いますが、私たちが新たな観点から、このブームトuppの解釈というものをしっかりと子供たちに、そして後輩たちに理解をしていただき、ムトゥブンチュというアイデンティティを持って、社会で活躍できる子供たち、後輩たちをつくっていく必要があると考えます。そしてまた子供たちに向けても結構でございます。昨今の新聞にございました。文科省が中学教育の中で教育自体を英語で行うという方向性を出してまいりました。私たちも、ここにいらっしゃるほとんどの皆さん方、義務教育の中で3カ年間、そして進学して、高校で3カ年間、英語というものを勉強させられました。頭を痛めてまいりましたけれども、会話というものがまずほとんどできない。私はこういうホテル産業や観光産業の中で、今後、中国や韓国、それから英語圏、いろいろ言葉の圏内から観光客が見えてくるはずです。そこで対応できる人材をつくる必要があると考えるのであります。そういう中で今、地域において町主導でやって、養成学校とはなかなか言えないかと思いますが、そういうものを目指したもとぶ塾みたいなものにも金をかけてもいいのではないかと思います。それは対象は、私たちぐらいの年代になりますとなかなか語学というものはスムーズに入ってきませんけれども、幼少のころから、そして学校へ行っている生徒の皆さんが、そして青年、そこら辺を網羅した人材育成というものを考える必要があると思います。町長は常日ごろから本当にムトゥブンチュという言葉をよく使います。私はそれには非常に感銘を受けております。私たちは生まれ育ったふるさとというものをしっかりと見つめ、その意識を持って他町村ともいろいろと切磋琢磨しながら、自分らの町というものを考えてまいりました。ぜひともそのような方向性を見出して、ほかの町村とは変わった、本部はすごいと言われるような体制づくりをぜひやっていただきたい。特に今回多くの議員の皆さん方が一般質問をされました。その中で人材育成や、そして幼児教育、教育面の質問が多々ございました。それは今、議員の皆さん方や多くの町民の皆さん方が教育をどうすればいいのかという危機感のあらわれだと私は考えております。ですから来年度に向けて、本部町を本当に教育元年と言われるような教育行政というものを培う必要があると思います。それは教育長を含め、現場で頑張っている皆さん方もよくわかります。学力向上のためにいろいろなシステムの中、いろいろな制度の中で頑張っております。しかし、実際にその成果があらわれてきていない。観点を改めて私はそのシステムというものをつくり上げる必要があるのではないかと。文科省から示されてきたマニュアルだけで教えて、この状態でございます。ちょっと観点を改めて、町としての独自の教育方針とい

うものはぜひ必要だと思います。教育委員会の中で、教育委員の皆さん方、教育委員長を含め、しっかりと方針を出し、そして教育行政と言われておりますので、町長のほうでもそういう点をしっかりとやっていただきたい。そしてまた教育長にお伺いいたしますけれども、「地元の子供は地元で育てよう」、すばらしいキャッチフレーズです。このキャッチフレーズができた裏には、本部高校存続に向けての大きな思いがあると考えますけれども、この育てようという中で、どのような方法を考えているのか、「三つ子の魂、百まで」と言われている言葉がございます。幼児教育というものは大変大切だろうし、小学校就学前の教育というのも大変だろう。いろいろと事情がございまして、一般質問の中でも多々出てまいりました。私は地域活性化の意味で、地域で子供たちを集め、「読み書き、そろばん」、よく言われました。教育の基本です。読む、書く、算数、計算、それが地域の力を借りながら、そこら辺の底上げというものを考えていただきたい。そしてできるものはさらにさらに伸ばせるシステムをつくるべきだと私は思います。私たち本部町から多くの人材が輩出しております。政治経済、文化、そして医療関係、多くの人材が出ております。その中で私は1点、瀬底地域でございまして、すばらしいと思っております。自分たちの地域を活性化するためにカレンダーをつくり、瀬底カレンダーですか、そして今年は一歩先をむかすということで、先人たちの偉業を称えながら、後輩にしっかりと受け継いでいこうという、この地域の活力、これが私は大変必要だろうと考えておりますので、こういうものを見たときに、山里地域でも今、一生懸命頑張っております。カルスト山ゆり、地域、地域が活性化することによって、私たち町はさらに活力のある町になっていくと考えます。最初、伊豆味のほうで地域おこしが起こり、それを手本として各地域でも頑張っております。ですからそういうところには行政は最大限の協力をしながら、さらに伸ばしていただき、地域で頑張ろうということにはさらに行政のテコ入れをするべきだと考えます。その点についても町長の考えを賜りたいと思います。

そしてまたもう1点、問題提起を申し上げたいと思いますけれども、私たちが行政、議会も含め、多額の金をかけてまいりました具志堅地域の田空の問題でございます。ハーソー公園の問題でございます。今、行政、議会、各種団体を含め、多くの皆さん方の英知を結集し、向こうの活力ある田空というものを目指さなければ、今の状況で大変厳しい状況になっていくのではないかという心配もありますので、その点についても町長の見解を賜りたいと思います。多々申し上げ、そして見解を伺う点が多々ございまして、壇上での質問はここでとめさせていただきます。あとは自席に戻り、確認作業をさせていただきます。

○ 議長 島袋吉徳 町長の答弁を許します。町長。

○ 町長 高良文雄 石川博己議員の一般質問にお答えをします。

ご質問の中身を細かく拝聴いたしまして、ちょっと相前後するかもしれませんが、まとめてお答えをしていきたいと思っております。まず地域産業、地域振興等についてのご質問でございしますが、その中で、アセローラ関係とハーソー公園についてはまとめてお答えをしたいと思っております。アセローラ関係でございしますが、本町で、平成11年に「アセローラの日」を制定し、「ア

セローラの日PRイベント」を初めとする多くのPR活動を行ってきております。それに伴い、需要もだんだんふえてきておりまして、ちなみに平成19年度からアセローラ生産実証実験も導入しておりまして、それにつきましては、県の機関等とも連携をしながら、さまざまな栽培実験、試験を行ってきているところでもあります。その結果等もありまして、制定当初から大分農家戸数もふえ、生産量もふえております。当初は農家戸数で12戸、生産量が9トンでございましたが、議員からもありましたとおり、平成22年度には農家戸数が51戸、生産量が21トンまで増加してきておりまして、その間は順調に伸びてきていたのかと思っておりますが、先ほどもありましたように、平成23、24年度と台風やら、いろんな原因があったとも思うのですが、生産量が激減をいたしまして半分になっていると。10トンまで減ってきているとご指摘のとおりでありまして、さて、そのような中で今後どうするかということではありますが、平成25年度、今大体の予想ですが、13トンまでは回復はしておりますが、依然として足踏みというか、なかなか、何といいますか、言い方は悪いのですが、うまくいっていないような感じも見受けられるとは思うんですが、今後やはり新規の方々の確保、就農者、それから施設栽培をしっかりとした技術の確立等を含めて、しっかりと生産計画を策定して、目に見える形で取り組んでいくということ、本当に思い切った方策を打たないとなかなかどうもじくじたる思いを私もしているわけですが、皆さんもご案内のとおり、生産、物をつくれれば、確実に売れるんです。加工技術も沖縄県でもトップなんです、アセローラの加工技術、二次製品化。だからそういう意味で、とても評判がいいんです。私どこへ行ってもですね、東京へ行っても、特に那覇方面では、とても評判がいいし、非常に贈り物としても喜ばれるという状況で、本当にいわゆる原料、生産量を上げていくか、これが最大の、これ1点によると私は思うんです。ですからそういう意味で、私ども役場としても思い切った方策を打とうということで今、議論しておりますし、ぜひ目標立てをして、しっかりと進めてまいりたいと思っております。関連しますので、ハーソー公園の関係でございます。田空事業ということで、思い切った国庫補助事業を入れて、相当な金額も入れて、地域振興、地域が元気を出そうと、地域を元気を出そうということで、取り組んできたのがハーソー公園の事業でありまして、それは平成21年度に完成をしております。その後、平成22年度からNPO法人村おこしネットが指定管理者ということで受託をして、現在まで施設を管理運営をしてきているところでございます。細かい話はあまりいたしませんですが、その間、いろいろと台風やら何やらで施設の維持補修、維持管理でも苦労しながら、現在まで来ているわけですが、町としてもその間に結構な金額を支援しながら来ておりますが、田空のNPOネット法人と役員の方々といろいろお話する中で、経営がなかなか計画どおりにはいかない部分があるんだということで、これはずっと私どもその担当とは話し合いを持ってきておりまして、今年度で4年目を迎えますし、今後、どうすれば当初の考えのとおりうまくいくのかということ等を協議をしているところですが、とても私も心配しておりまして、これをどうするかということで、職員にもハッパをかけて、町としては何が支援できるのか、どのような方策があるのか、そこら辺を今、鋭意、町内でもまた法人のほうとも相談しながら来ております。今、法人のほうもやはり今後を見据えた場合には、非常に心

配もされておりますので、その辺も取り除きながら、やはり夢のあるような、いわゆるやりがいのあるような公園管理にしていけないとうまくいかないわけなので、そういうところから本当に将来を見据えた形の抜本的といたしますか、そういう形で見直しも検討しながら、法人のほうとしっかりと議論して、支援できる分は積極的に支援もしてまいりたいと考えております。

あとゴルフの関係のご質問もありました。特に町民ゴルフ大会を検討したらどうかというお話でございましたけれども、少しばかり申し上げますと、「ゴルフの町」宣言は、平成18年7月1日に行われておりまして、その間、本部中学、本部高校にゴルフ部が結成され、今、中学のほうはちょっと休止なのか、あまり話を聞きませんが、本部高校は非常に頑張っております。その間に、平成20年7月には全国の高校ゴルフ九州選手権大会も開催しまして、本部高校から女子が優勝しまして、非常に盛り上がってきている中で、議員からもあったように、最近は経済の部分だとか、少しゴルフ離れ等もあるやにも思っておりますが、ゴルフをしてきた方々が少し高齢化したり、また多様なスポーツ、先ほどもあったパークゴルフとか、グランドゴルフとか、その辺の普及もあったりして、ゴルフは少し下火になっておりますが、いずれにいたしましても「ゴルフの町」宣言をしたからには、これはやはり行政としても、これは積極的に町民の健康の維持増進も含めたり、またゴルフの振興も含めて、また観光の観点からも大事なスポーツだと私は思っておりますし、また本部町にあったゴルフ、スポーツだと思っておりますので、町民ゴルフ大会、これはとてもいい提案だと私も思っておりますし、ただ、これは上手な人だけが集まっても意味がありませんので、議員が言われるような形で、やはり小学校、中学校とか、町民がこぞって親しめるゴルフができる日をつくるのも非常に大事だと私は思っておりますし、特に子供たちについては、比嘉真美子さんの話ではないんですが、どんどん比嘉真美子さんに続くようなプレイヤーの育成も必要だろうと思っておりますし、まず親しんでもらうことが大事だろうと思っております。そういうことで、ぜひ開催できるように検討してまいりたいと思っております。

あとは人材育成のお話がありまして、細かい話は教育長に譲るといたしましても、その前にカーブチーのお話がありました。実はカーブチーは北部でも、本部町の独特の独自の果物だと、ミカンの中でもカーブチーは本部町の誇れる独自のものだと思っております。専門の座間味議員もいらっしゃいますが、あまり私が言いますと、ちょっとあれなので、間違っているのではないかとと言われても困りますので、あれですが、実は私もカーブチーがありましたが、みんな老木になっておりまして、木全体が。どうこれを更新、また新たに苗から、植えかえていくかというのが大きな問題になってくるだろうと思っております。そういう意味で、物自体はとても素晴らしいのですが、その辺を今、つくっている方々、生産農家とも相談しながら、普及をして維持拡大、普及拡大をしてまいりたいと思っております。カーブチーは食べるだけではなくて、化粧品等にも非常によろしいようで、非常に香りも素晴らしいし、伊豆味では加工品としてもカステラ等もつくっておりまして、そういう意味で、非常に有望であるとは私は認識をしております。

先ほど申し上げました人材育成のほうなんですけど、人間というのは多様な能力というのが人それぞれ十人十色あるわけでございまして、そういう意味で、やはり人間は地域に役立つ、貢献で

きる人間でなければ、当然、人間として生まれたからにはみんな思っただらうと思うんですが、その特性をどう伸ばしていくか、それが私は教育だと思いますし、それをまた支援するのが我々行政であり、そういう関係者だと思っております。そういうこと等を踏まえて、今、オリオンリゾートホテルのその専門的な職員の育成だとか、語学を中心に、そのあたり地域産業に合った形の人材をどう育成するかも大きな課題だと私は思っておりますし、あと若者の雇用促進、定着にも結びつくわけですから、それはとても大事な部分だと思っておりますので、そういう意味からの人材育成にも気を配って対応していかなくては当然いかないと。遅いぐらいかもしれませんが、そういうことで、やれる分は積極的に対応してまいりたいと思っております。あと私がよく使う「ブームトゥブ」、これは私はとても好きな言葉で、これは全県的に私アピールして、これからのキーワードにして、みんなでこれを奨励していきましょうと。私は正月のあいさつでも言うつもりですので、ありがとうございます。そういうことで、ブームトゥブは、何も乱暴ということではなくて、せんだってからも話をしているんですが、やはり知性、教養、これも強じんな体力、精神力、これがブームトゥブだと、余計なことは余り申し上げませんが、そういうことだと思っております。そういうことで、ぜひ人材育成の面にも取り組んでいきたい。例えば私、少しばかり教育長ともお話をしているんですが、地域はそういう人材を育ててくれるためのいわゆるOB、いわゆる人材がたくさんいらっしゃると思うんです。そういう方々を人材バンクの制度か何かをつくって、ぜひそういう方々に地域ボランティアとして協力していただければと思っておりますので、細かい面はこれからなんですが、方法としては、教育委員会のほうとも相談しながら、そういう形での人材育成ということも検討してまいりたいと思っております。あと議員からありました教育元年にしよう。まさしく私もそう思っておりますし、じゃあ今まではやってこなかったのかと言われれば、そうではなくて、思い切って次年度、予算にも、特に小中学校を中心とした学力向上の面で金を思い切って投入しようやということで、今ちょうど庁内で議論しているところで、そういう形で、総務課長とも教育委員会といろいろやっておりますし、必ず芽出しをしたいと思っております。

あと、まちづくりの関係で瀬底と山里のお話がありました。前に伊豆味も頑張って、今も頑張っているわけですが、とてもそういう意味では、新里の朝市も含めて、それぞれ各地域で頑張っていると思います。私はそういう頑張るところには絶対に応援を惜しみませんよ、しますよということで、私は常に言っておりますし、そういうことで、どこどことは申し上げませんが、頑張っているところにはぜひ支援をしながら、本部町全体として元気が出ればと思っておりますので、そのために一生懸命取り組んでまいりたいと思っております。

○ 議長 島袋吉徳 教育長。

○ 教育長 仲宗根清二 13番 石川議員にお答えいたします。

先ほど議員がおっしゃってございましたけれども、人材育成という言葉は本当に幅広い概念だと私は思っております。この人材の意味につきましても、ちょっと辞典を調べましたら、才知のある人とか、有能な者、才能のある人とか、そういう意味のことが書かれておりますけれども、人

材育成というのは、そういう人間を育てる教育だと理解しております。したがって、人材育成につきましては、一部の関係機関、団体が行うのではなくして、国、県、市町村を初め、民間を含めて、いろんな団体がそれぞれの立場で行う教育だと思っております。ですから学校における教育、民間の教育、すべて国民が生涯にわたって行う生涯学習等、そういう意味において、本当に幅広い概念だと思っております。私たちはそういうことを踏まえて、本部町の教育委員会の施策においても、人材育成というのは大きな項目として掲げております。先ほどブーモトブという言葉が出てきましたけれども、このブーモトブの精神というのは、今、学校教育で進めております生きる力、まさにそのものだと思っております。ですから私たちは学校教育において、本部町の学校教育の一つのキーワードとしてですね、先ほども町長もこれはキーワードにしたいということをおっしゃったので、私たちもこれは一つ教育の施策の中で、本部のブーモトブという精神を、これは学校教育にもぜひ取り入れて、本部町の学力の向上、また子供たちの将来の生きる力につなげていきたいと思っております。

○ 議長 島袋吉徳 13番 石川博己議員。

○ 13番 石川博己 地域の子供は地域で育てるという方策はどういう方策があるのか、考えているのか、キャッチフレーズを聞いています。

○ 議長 島袋吉徳 教育長。

○ 教育長 仲宗根清二 13番 石川議員にお答えいたします。

これは一つは議員もおっしゃっていましたが、一つには本部高校の関連で、そういうことを言っているんですが、できるだけ地元の子供たちは地元の高校に行って学んでいただきたいということでもありますけれども、やはり教育というのは、学校だけで行うものではなくして、家庭、地域、そういうすべてがそれぞれの役割を果たすことが大事だと思っておりますので、ですから地域における子供会の育成等、そういうものを含めて、地元の子供は地元で育成する。そういう考え方でございます。

○ 議長 島袋吉徳 13番 石川博己議員。

○ 13番 石川博己 しっかりした答弁が出てまいりました。ただ懸念されることは、産業振興ということになると目標設定をし、この目標到達のためにどういう手段を講じるか、年次的にしっかりとした計画をつくるべきだと私は考えています。それではアセローラの日を制定をした産地指定を受けた。どれだけの生産量があれば産地指定としての体面が保てるんですか、そこら辺のものもあやふやでしょう。ですから現状にあって、それからなおかつ伸ばしていこうという部分で目標をつくり、行政も生産者、そして関係者も含めて、一緒になって取り組むという姿勢が大切だろう。たくさんあるから産地指定ではなくて、たくさんある中で、さらに伸ばそうということで、こういう指定は受けるはずなんです。そして指針もつくったはずなんです。カーブチーの日も一緒です。伊豆味地域でカーブチーはいっぱいある。このカーブチーの日をつくって、カーブチーの販売、そして観光客の皆さん方への提供ができるような体制をつくらうということでやっているはずですが、さらに伸ばそうというのであれば、5年後にはこれぐらいまで

伸ばしますよ。そのためには1年、1年、何をやりますというものをしっかりとつくり上げる必要があると考えますので、その点についての見解を賜りたいと思います。

○ 議長 島袋吉徳 町長。

○ 町長 高良文雄 石川議員のただいまのご質問にお答えします。

例として、アセローラの関係で、いわゆる年次的なしっかりとした計画を立ててやらないとというご質問でしたが、私も実はそう思うわけでございまして、計画をつくるのは役場はとても上手で、ただ年次的にしっかりとした目標、それをクリアするための努力といたしますか、その辺がちよっと欠けている面があるような気も、内部にいて、私が言うのもどうかと思うんですが、気がするんです。実はアセローラの関係で資料をちょっと読んでみますと、平成元年あたりから崎本部を中心に栽培が始まっているようでございますが、このアセローラの日制定以降、いわゆる生産量の目標が実は100トンなんです。申し上げますが。ですから、じゃあどうなっているのか、現実とはというようなこともしっかりと我々フィードバックして、この辺をできる形で目標立てて、これはつくるのは農家ですから、どう支援しながらやっていくかということがとても大事だと思っておりますので、こういうアセローラの例に限らず、そういった目標を立てて取り組んでいかないと、なんかみんな総花的になって、実際はうまくいかないのではないかと、実績が伴わないのではないかとこの感じがしますので、そういう意味で、そういう観点から取り組んでいきたいと思っております。

○ 議長 島袋吉徳 13番 石川博己議員。

○ 13番 石川博己 産業関係、それでしっかりとした体制をつくって頑張っていたきたい。それと地域振興なんですけれども、先ほど壇上での質問の中では省きましたけれども、ここは重要だと思っておりますので、しっかりと議論ができれば幸いだと思っております。私たち町は観光立町を目指しております。そういう中で、さあ入ってくるお客さん、観光客の皆さん方にどのようなサービスをしているのか、わかりやすい町なのかというのがございます。そこで私は町長に申し上げたいのは、お互いの主要道路であります国道449号、県道84号、県道115号、国道505号とか、こういう名称で言われたときに、観光客の皆さん方はまずびんどこないんです。観光地と言われるところでは、通りにちなんだ名称がございまして。国際通りもしかり、行政用語ではあれも県道何号線かだと思っております。しかし国際通りで今、定着しているんです。私たちの町も観光立町を目指すのであれば、道路に対し、愛着のある名称をつけて、観光地として売り出す必要は私はあると思っております。プロムナードがあります。海岸通り。ここに名称をつけ、大浜の海岸線を含め、そこに名称をつけて観光客の皆さん方が夕方時、散策できるようなこういう名称、渡久地の大通りもそうです。449号もそうです。例えばの話、美ら海街道でもいいです。84号線はそば街道だとか言われているんです。そういうものを行政が公募をかけて、町民に対し名称の公募をかけて、1本、1本名称をつけることによって、観光アピールにもなるし、そして大きく他府県の皆さん方にもアピールできるのではないかと考えます。その点について、町長の見解を賜りたいと思います。

○ 議長 島袋吉徳 町長。

○ 町長 高良文雄 ただいまのご質問にお答えします。

私この質問を聞いたときに、これは非常にいいご質問というか、いいアイデアだなと思って、私はとても賛成するわけですが、このあたりについて調べてみますと、おっしゃるとおり、国際通りは昔からあってよくわかりますが、沖縄市ではくすのき通りとか、名護市では通り沿い、何か花とか、木の名前をつけてやっているとかということで、本土にもよくありますよね、通りの名前とか、そういう意味では、ちょっとそのあたりは我々は気がつかなかったなど、行政としてもですね。特に観光を標榜する町としては、これは非常に大事なことで、また町のPRにもなりますし、ぜひその辺は町民から、当然それは公募をしたり、全国から募ったり、いろいろ方法はあると思うんですが、ぜひ通り名を主要な道路をやっていければと思っております。まさしく美ら海通りとか、ピタッと合うわけですから、そのことについても何ら県のほうも県道、あるいは国のほうも別に特に制約等についてはあるとは聞いておりませんし、その辺は相談しながら、ぜひ愛称をつけて、それも観光に生かすと、地域にまた愛される。そうなればまた二重三重の効果も生まれますし、これは清掃、常に清潔にしないといけない、汚してはいけない、ごみを捨ててはいけないなどということ等も、これは本当にその効果は大だと思っておりますので、ぜひその辺はまた関係者と相談しながら取り組んでいきたいと思っております。

○ 議長 島袋吉徳 13番 石川博己議員。

○ 13番 石川博己 実はですね、町長、この提案というのは一町民からの私への話でございました。私たちも気づきませんでした。今までみんな気づかなくて、この話をやってなかったと思いますけれども、町外からいらっしゃっている方の視点というのは、そういう意味で大切にしなければいけないなという気を持っております。その中で、ああいいなと思ったものは、お互い町でも取り入れる体制というものはぜひつくる必要があるだろうと思います。そういう面も含めて、まちづくりに対して、町民参加というのがそこにあらわれてくるものだと思いますので、ぜひともその方向性をしっかりとつくっていただきたいと思います。

それから教育委員会にちょっとお尋ねをしたいのは、人材育成ということで、1点だけ確認をしたいんですけども、お互い「蝶の日」というのも制定されていますよね。「蝶の日、蝶々の日」。それを制定し、私たち本部町には沖縄本島に生息する蝶のほとんどの蝶が生息をしていると言われて、「蝶の日」が制定されております。それを教育委員会の小学校や中学校の教育の中で、どのように活用しているんですか、生息地を公表するということは、これは愛好家の皆さん方からすると本当によだれが出るほどうれしいことだろうと思いますけれども、非常に危険性もあるんですけれども、乱獲とかですね。ただやはり私は子供たちの情報教育の中で、私たちの町、私たちの本部町はこういう地域だよと教える意味でも自然豊かで、そしていろんな生き物が生息をしている地域だということで、それを活用した教育というのも校外学習の中で結構ですけども、そこら辺というのはやっていらっしゃるんですか、その点について、やっていなければ後は考える必要があると思うんですけども、いかがなものですか。

○ 議長 島袋吉徳 教育長。

○ 教育長 仲宗根清二 13番 石川議員にお答えします。

蝶の日を制定して、学校で特に蝶のことについて、教育委員会としての何か指導方法と申しますか、そういうものは特別に持っていないんですけれども、ただ、各学校でオオゴマダラという蝶がいますけれども、その蝶の食草を各学校に植えて、特に伊豆味がそれを非常に熱心にやっておりますけれども、さなぎからかえる、そういう過程を子供たちに学ばせているということはやっております。

○ 議長 島袋吉徳 13番 石川博己議員。

○ 13番 石川博己 教育長、今の答弁というのは、教育委員会としては、それではこの日の制定に関して、何も活用しようという考え方はないんですか。蝶の日に、今、蝶々園でやっていますよね。それで食草を配布します。学校サイドでやっています。これでいいんですか。教育委員会としてしっかりとの方針を持つべきではないですか。伊豆味地域だけがやっているんじゃないんです。そこに教育の原点があると私は思います。地域にどういうものがあり、どういう生き物がいて、そういうものをしっかりと把握する中で、自分たちの地域というものは誇れるんです、子供たちは。これはぜひ検討願いたい。どうですか。

○ 議長 島袋吉徳 教育長。

○ 教育長 仲宗根清二 13番 石川議員にご説明いたします。

確かに石川議員がおっしゃったとおり、今、町として、私たち教育委員会の中で、その蝶の日を学校として、学校現場の子供たちにどういう教育をしているかという基本的な計画は今ございませんので、やはりそういう蝶の日を制定まではしていませんので、ただ、これは町の行事の中では子供たちも参加させて、こういうことはやっておりますけれども、せっかくそういう日も制定されておりますので、教育委員会としてもその施策の中で、蝶の日の何と申しますか、子供たちへの普及、そういう啓発、啓蒙、そういう面も含めて、今後検討していきたいと思っております。

○ 議長 島袋吉徳 13番 石川博己議員。

○ 13番 石川博己 私が申し上げたいのは、町が行っている行事に対して、教育委員会は別サイドでの考え方を持っているんですよね。町がやるのはまちおこしも含めて、行事は行ってまいります。それを活用できないかと考えるのが教育委員会ではないですか、子供たちのために。私は桜まつりもそうだと思います。桜まつりが終わり、新緑が芽生えるころ、多くの小鳥があな地域に来ます。バードウォッチングで来るのは他町村の皆さん方です。これを子供たちの教育に生かす。あなさわやかな天気の日に行ってごらん。本当に心があらわれるような状態になります。町の行事は行事として、地域振興、観光振興、いろんな経済振興とか含んでおりますけれども、皆さん方は子供たちの教育のために何か活用できないか、ぜひ考えていただきたい。そうすることによって、行事が二重にも三重にも生きてくるんです。その点について教育長の見解を賜る。

○ 議長 島袋吉徳 教育長。

○ **教育長 仲宗根清二** 13番 石川議員にご説明いたします。

今のお言葉、しっかり踏まえて、今後こういう「蝶の日」、大いに教育に活用していきたいと考えております。

○ **議長 島袋吉徳** 13番 石川博己議員。

○ **13番 石川博己** 私が言いたいのは、今、一例を申し上げて「蝶の日」なんです。町の行事が行われた。その中で子供たちをどうにかこの祭りの中で勉強になるのがないのかな。そういうものを教育方針というのではないですか、地域の。今いう文科省からのマニュアルだけで教えているからおかしな話になるんです。地域は地域に合った子供たちの育て方というものがあるはずなんです。ですから私はあのキャッチフレーズ、非常に好きなんです。地域の子供は地域で育てよう。学力の向上のためにも私は、先ほど町長もおっしゃっておいりました。子供たちを教えてきた現場にいた人たちとか、そして教えられる資格を持った人たち、そうでなくても子供たちを教えられる力のある人はいっぱいいます。そこで低学年や中学年も含めて、集まってもらって、そこで頑張って、子供たちを育てていく。そういう中で、人材育成の中で、もう1点、教育委員会の見解を確認したいのがございます。本部町の教育委員会では、全国の学力テストとかいろいろありますよね、公表する気持ちはあるんですか。公表できますか。

○ **議長 島袋吉徳** 教育長。

○ **教育長 仲宗根清二** 13番 石川議員にお答えします。

全国学力テストの結果につきましては、今年度、平成25年度の分につきましては、町平均については、これは教育委員会の権限で公表することができます。来年以降につきましては、各学校につきましても教育委員会の判断で公表できることとなりますので、公表につきましては、議会であるとか、町の広報でも町民の皆さんにお知らせしていきたいと思っております。

○ **議長 島袋吉徳** 13番 石川博己議員。

○ **13番 石川博己** 私の前にも一般質問で出てまいりましたけれども、議会が視察をした高校、その地域の兵庫県ですか、非常に全国的にも学力の高いところですけども、堂々と言っていますよ、公表すべきだと。そして切磋琢磨しながら、公表することによって地域の大人は考えざるを得ないんです。なぜなのか、どうすればいいのか、その点は次年度以降頑張りたいと思います。時間も時間ですので、きょう申し上げた一般質問の中で、どうしても行政当局が頑張りたいという気持ちを強くしております。真摯に本町の教育や人材育成や、産業振興というものを考えるときに、今やらなければ、今が大事だということをぜひ当局はとらえていただきたい。議員が行う一般質問はみんな大切なんです。それを検討しますということで、検討もしないで5年間もかかるようなシステムというものはやめていただきたい。今やらないと5年後からスタートしたら、5年間おくれるんです。10年かかれば10年おくれるんです。ですからそういう面も含めて、町長の決意というものを伺いたいと思います。

○ **議長 島袋吉徳** 町長。

○ **町長 高良文雄** お答えします。

議員の皆さんは町民の声を代弁しております。代表者でもあります。そういう見地から、やはり住民ニーズに我々はこたえるべく努力するのは当然、私ども行政の執行機関の役目でありませぬ。責任でもあります。そういう中でご案内のとおり優先順位とか、緊急度だとか、あるいはまた財政の裏づけだとか等々、総合的に検討しながら、また皆さんとも相談しながらしっかりと進めてまいりたいと考えております。

○ 議長 島袋吉徳 13番 石川博己議員。

○ 13番 石川博己 以上で終わります。

○ 議長 島袋吉徳 これで13番 石川博己議員の一般質問を終わります。

以上で、一般質問を終了いたしました。

休憩いたします。

休 憩（午前11時58分）

再開いたします。

再 開（午後1時45分）

日程第2．陳情第6号 「しまくとうばの普及促進に関する宣言」決議要請についてを議題とします。

本案については、お手元にお配りしてあるとおりであります。

お諮りします。本案を採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって、陳情第6号 「しまくとうばの普及促進に関する宣言」決議要請については、採択されました。

日程第3．決議第6号 「しまくとうば」の普及促進に関する宣言決議についてを議題とします。

本案について、提案者の説明を求めます。3番 西平 一議員。

○ 3番 西平 一 読み上げて宣言決議にかえていきます。

「しまくとうば」の普及促進に関する宣言決議。上記の決議を別紙のとおり、本部町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

ページを開けていただきまして、「しまくとうば」の普及促進に関する宣言決議（案）。私たちが育ててきた沖縄は、日本本土とは異なる言語文化圏を形成しており、ユネスコの世界文化遺産に指定された組踊りや、琉球舞踊、芝居、島唄、エイサーなどの内外に誇る独自の郷土文化を開花させてきた。これらの彩り豊かな郷土文化を支え土台となっているのが「しまくとうば」である。

「しまくとうば」は、県内各地の暮らしの中で語り継がれ愛着をもって使われてきたことばであり、地域の固有の文化遺産である。

しかしながら、「しまくとうば」は、過去の標準語励行教育のなかで使用が制限された歴史があり、最近では話すことはもとより、聞くこともできない世代が増加しているため、沖縄の貴重な言語文化の喪失につながりかねないことが危惧されている。

このような中、平成18年に沖縄県議会は「しまくとうば」を次世代へ継承していくため、「し

まくとうばの日に関する条例」を制定、これに基づいて沖縄県は9月18日を「しまくとうばの日」と定めた。

私たちは、本条例の趣旨に基づき、脈々と伝えられてきた伝統文化の基層となる「しまくとうば」の価値を再認識し、自信と誇りをもち次世代へ継承していく責務があると考えている。

よって本議会は、「しまくとうば」の普及促進を図り町民、県民一人一人が「しまくとうば」に対する関心と理解を深め、生活の中で「しまくとうば」に親しめるようあらゆる努力をすることをここに宣言します。

以上、決議する。

平成25年12月19日、沖縄県本部町議会。

○ **議長 島袋吉徳** これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略いたします。

これから決議第6号 「しまくとうば」の普及促進に関する宣言決議についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって、決議第6号 「しまくとうば」の普及促進に関する宣言決議については、原案のとおり可決されました。

日程第4. 意見書第4号 辺野古沖移設を強引に推し進める政府に対して激しく抗議し、普天間基地の県内移設断念と早期閉鎖・撤去を求める意見書についてを議題とします。

本案について、提案者の説明を求めます。10番 仲間厚洋議員。

○ **10番 仲間厚洋** 意見書第4号、平成25年12月19日。本部町議会議長 島袋吉徳殿。提出者 本部町議会議員 仲間厚洋。賛成者 本部町議会議員 西平 一。賛成者 本部町議会議員 具志堅 勉。辺野古沖移設を強引に推し進める政府に対して激しく抗議し、普天間基地の県内移設断念と早期閉鎖・撤去を求める意見書。上記の意見書を、別紙のとおり本部町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

辺野古沖移設を強引に推し進める政府に対して激しく抗議し、普天間基地の県内移設断念と早期閉鎖・撤去を求める意見書(案)。私たち沖縄県民は、普天間基地の閉鎖・撤去、県内移設断念、垂直離着陸機・オスプレイ配備撤回の県民総意を文字通り“オール沖縄”でまとめあげてきた。

本年1月には、県内41市町村のすべての首長と議会議長、県議会議長などが署名した「建白書」を安倍晋三首相に手渡した。9月には、県内の行政・議会の5団体(県議会、県市長会、県市議会議長会、県町村会、県町村議会議長会)が、オスプレイを強行配備した日米政府を糾弾し、全機撤去を求める抗議声明を発表した。

然るに、日米両政府はこの県民総意を無視して、「辺野古移設」を「唯一の解決策」として力

ずくで押し付けようとしている。

国土面積の0.6%にすぎない沖縄に米軍専用施設の74%が集中する異常な実態に対する県民の憤りは、いまや限界点をはるかに超えている。

本議会は、これまでも沖縄の過重な基地負担の問題解決を求め、全会一致で意見書を可決してきた。

私たち沖縄県民は、米軍占領時代から保革をこえた島ぐるみのたたかいで、土地取り上げに反対し、祖国復帰を実現してきた。いま、求められているのは沖縄のアイデンティティを貫き、県民の心をひとつに県民総意の実現へ頑張り抜くことである。

本議会は、沖縄への圧力を強め、政治家に公約の変更を迫り、「県民総意」を分断し、県知事に新基地建設のための公有水面埋め立て申請の許可を迫るなど、子や孫の代まで米軍基地を強要しようとしている日本政府のやり方に、激しい怒りを禁じえない。

普天間基地の辺野古移設は、危険のタライ回しであり、危険性の除去にはなりえないし、沖縄観光の魅力のひとつである美しい海を埋め立てることは、沖縄の財産を踏みにじる、将来に禍根を残す暴挙である。また、やんばるの空ひいては町民の頭上を危険なオスプレイが飛び回することは容易に想定されることである。よって、本議会は、町民、県民の生命と安全を守る立場から、辺野古沖移設を強引に推し進める政府に対して激しく抗議し、県民総意である普天間基地の県内移設断念と早期閉鎖・撤去を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成25年12月19日、沖縄県本部町議会。あて先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、沖縄防衛局長。以上でございます。

○ 議長 島袋吉徳 休憩いたします。 休 憩（午後1時54分）
再開いたします。 再 開（午後2時08分）

これから質疑を行います。13番 石川博己議員。

○ 13番 石川博己 この議案の扱い方等を含めて、提出する時期も含めて、非常に不親切だなという気がいたします。先ほども議長に申し上げました。出すということは議会運営委員会が開かれたときに既に決定しているんですね、本人の意思の中で。それが日付はきょうですか、きょうしか出てこない。そのような方法、数さえまとめればいいという問題でもないと思うんです、お互い議会として。せめて開会日でも結構、開会前でも出して、こういう議案が上がっていますということで、議員に示しておくのが必要だと思いますけれども、提出者の見解を求めます。それともう1点、なぜ今の時期なのか。今までオール沖縄ということで、ずっとこの問題を全体で取り扱ってきた。きょうのタイムスの朝刊にも載っているように、なまじっかこの問題はっきりさせようということで一般質問で出てまいりました、金武町で。金武町の町長は何と答弁していますか。金武町の町長は、要請団の一員でもあったはずですよ。そのような状況が起こってきているんです。逆にこういうことは、今まで決議をし、各町村で決議をしてきたものもオール沖縄全

体が反対だという意思表示をされている中で、政府のとらえ方はどうなりますか。沖縄にも認めている人たちいるのではないかということになるんです。普天間の固定化を避けるためには、いやでもこの問題、政府の中で移設先は考えてくれと言わざるを得ない地域の人たちもいるんです。ですから私はこの開会前にも申し入れもしました。この問題を提出しないで速やかに前の全会一致の決議を生かしたほうがいいのではないかと。この手法に対して、私は非常に疑問を感じている。みんなそう思っています。基地は要らない。基地はないほうがいいだろう。しかし、普天間の固定化がという大きな問題を抱えている中で、いろんな判断が出てきているんです。日米合意の合意文書の中で普天間の移設が決まったときの原点に立ち返っているんです。ですからこの問題、非常に重要だからいろんな意見を聞きたいと当初にも申し上げました。その点について提出者の見解を、説明を求めます。なぜ今なのか、なぜやらなければいけないのか。お互いの議会、これから採決の中でどうなるかわかりませんが、全会一致にならなかったときの効力というのはどうなるんですか、お互い議会に席を置くものとして、全会一致と全会一致でない重みというのは十分わかっているはずなんです。その点についても説明を求めたいと思います。

○ 議長 島袋吉徳 10番 仲間厚洋議員。

○ 10番 仲間厚洋 ご質疑についてお答えいたします。

3点の質疑だったろうと考えております。まず1点目、提出の仕方。本来このような意見書については全会一致が望ましいものだろうと私も十分認識しているところでございます。したがって、先週の金曜日、議会運営委員会を開きました。私は議会運営委員会の委員長でございます。議運の審議の中で、他の案件が終わった後、意見書を予定しているということは申し上げました。議会運営委員会の開会中でございます。意見書の案も配付いたしました。そのような中で、全会一致には、提出することについて全会一致には至りませんでした。したがって、意見書、議員個々に与えられた権能でございます、提出する。そこで私のほうは賛同者を募って議長に提出をいたしました。なぜ今の時期かということについてでございます。我々は平成22年2月9日、全会一致で同趣旨の内容の意見書を可決いたしました。しかし、日本政府の耳には全く届いておりません。全会一致の重みのお話もありました。全会一致のこれだけの重みを持った全41市町村議会、県議会も含めてです。全会一致を見て可決したはずですが、そのような大変重い決議を日本政府は一顧だにしない。去年の衆議院選において、政党、県連、県外移設へ選挙で戦ってまいりました。有権者の判断、負託しております。信じて負託しております。そのような判断を、日本政府において圧力をかけて、まあ政党ですから、中央の意見に従いなさい。これは政党として当然のことだろうと思います。そのような中で、公約の変更が行われている状況であります。したがって、我々の意思、平成22年の意思を確認する意味でも今出すべきだと判断をいたしました。全会一致の重みについては、私が今述べたとおりでございます。

○ 議長 島袋吉徳 13番 石川博己議員。

○ 13番 石川博己 ではお伺いします。この移設先になるだろうと言われている名護市議会がきのう閉会しているはずですが、その中でこの問題は取り扱われたのでしょうか、まあご存じだと

思いますけれども、全く取り扱われていないと私は思います。確認をさせていただいておりますけれども。そこには何があったんだろうか、今賛否を問えば、全会一致の構図が崩れていくというのは目に見えているはずです。今、向こうは選挙は真ただ中だと思いますし、そういうものを含めて、意思の確認というのを避けてきたはずなんです。私たち議会においてもいろいろな立場の人もいます、この問題に関して。前は政府自体も県外だと叫んでいた時期であり、それを引っ張ってきて、それでは県外に見通しがあるのであれば、沖縄県全県挙げてやろうではないかということで全会一致という「オール沖縄」というのができたものだと私は思っております。しかし今、移設先が決まらない限りは、普天間はそのまま残りますという状況下の中で、中部市町村会においても移設先については政府の責任でしっかりやってくれという内容で、普天間の早期返還の決議がなされているはずなんです。そういう状況下の中で、お互いがこの問題の賛否を議会として意思表示をする。それが本当にベターなのかどうかということなんです。当該地域である名護市議会だって、この問題は触っていないんです。先ほど申し上げたように、金武町長だって、公式の場で問われたときに答えが変わってまいりました。問わなければ前の要請団の一員としての金武の町長の行動というのは、その行動しかないんです。あえて今、ここでお互いの議会でこの賛否を問うということは、全会一致が見られるなら、これは幸いだと思っておりますけれども、そうでないときの問題点というのが出てくるでしょう。そこを私は強く皆さん方に申し上げてきたつもりなんです。みんな基地はないほうがいい、基地がなくて経済が、そして沖縄県が自立していけるのであれば、それがいい。そして政府も県外へという動きをした中では後押ししようということで、全会一致でしょう。先ほどの提出者の答弁にもありましたように。しかし、この県外移設というのが無理だという判断の中で、時の総理大臣、鳩山は県内でお願いしますということで、名護市にわびを入れている。その政府の現状というものは、私たちはあずかり知らないところでありますけれども、とにかく原点に戻って普天間の基地を返還し、そして非常に危険性の高い地域にあるからということでの原点が今、また出てきた状況だと私は思います。普天間だけではなくて、普天間を移すことによって、嘉手納飛行場以南の米軍基地の返還というものもうたわれております。一日も早い普天間の返還というものは等しく求めるものでありますけれども、だからなぜ今なのかというのは、ほかの地域の動向も見ながら、どの方法が一番ベターなのかという判断の中で、私はこの議案というものは提出してほしかった。その点について再度お伺いをいたします。

○ 議長 島袋吉徳 10番 仲間厚洋議員。

○ 10番 仲間厚洋 再質疑にお答えいたします。

なぜ今かということでございますけれども、先ほど申し上げたとおり、平成22年の決議の内容が崩れかけているということでございます。

○ 議長 島袋吉徳 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず本案に対し反対討論の発言を許します。13番 石川博己議員。

○ 13番 石川博己 質疑の中でもるる申し上げてまいりましたけれども、今議会での決議に対し、反対を表明するものであります。

私たち議員というものは、議会が行ってきたものに対し、どれが一番効力があるのか、特に意見書等に関してです。今議会でこの問題出てこない限り、前の全会一致での普天間の早期返還を含め、オスプレイの問題もそのままの状態、本部町議会の意思として通用いたします。再度、ここでこの決議案が出てきて、採決の中で1人でも反対がいたときには全会一致とは言えません。この状況下の中で、あえて採決するということに対し、反対をいたします。

○ 議長 島袋吉徳 次に本案に対する賛成討論の発言を許します。7番 知念重吉議員。

○ 7番 知念重吉 先ほど来いろいろありますけれども、この意見書に対して賛成の討論をさせていただきます。

ご存じのように、去年の何月でしたか、本部町議会全会一致で辺野古沖へ決議しておりますけれども、しかし、あのときとは先ほど提出の仲間議員がおっしゃったとおり、大分事情が変わってきているんです。いろんな面で。前の議決したことは、大変慎重にすべきだとは思いますが、今でこういうものを出さないと我々子々孫々においても大変な問題が起こると思います。意見書に書いてあるとおり、辺野古にもし基地がつくられると、恐らく本部やんばるの上空もオスプレイやら、いろんな飛行機関係が旋回する可能性が十分に出てきておりますので、いろんな面で観点から考えますと、沖縄にこれ以上の新しい基地は、私は絶対つくってはならないと思ひまして、この意見書に書いてあるとおり、賛成の討論をさせていただきます。ありがとうございました。

○ 議長 島袋吉徳 次に本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

反対討論がないようですので、次に賛成討論の発言を許可します。

(「討論なし」と言う者あり)

賛成討論もないようですので、これで討論を終わります。

これから意見書第4号 辺野古沖移設を強引に推し進める政府に対して激しく抗議し、普天間基地の県内移設断念と早期閉鎖・撤去を求める意見書についてを採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数と認めます。したがって、意見書第4号 辺野古沖移設を強引に推し進める政府に対して激しく抗議し、普天間基地の県内移設断念と早期閉鎖・撤去を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

議決事件の議事整理についてお諮りします。会議規則第45条の規定により、第9回本部町議定例会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に一任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって本定例会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に一任することに決定しました。

これで本日の日程を全部終了しました。会議を閉じます。

平成25年第9回本部町議会定例会を閉会します。

閉 会 (午後2時31分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

本部町議会議長 島 袋 吉 徳

本部町議会議員 石 川 博 己

本部町議会議員 喜 納 政 樹